

普天間飛行場の移設にかかる総経費

項目	諸経費の内訳 ①	平成18年度～26年度 支出額(A)	平成27年度予算額 (契約ベース)(B)	平成28年度予算額 (契約ベース)(C)	平成29年度予算額 (契約ベース)(D)	平成30年度予算案 (契約ベース)(E)	(A+B+C+D+E) 合計 ②	(①-②) 差
環境影響評価等 に要する経費	約100億円	約135億円	約19億円	約24億円	約24億円	約39億円	約241億円	▲約141億円
仮設工事	約207億円	約140億円	約206億円	約157億円	約101億円		約604億円	▲約397億円
埋立工事 に要する 経費	護岸工事 約610億円	約20億円	約221億円		約526億円			
埋立工事 約1,393億円					約759億円	約846億円	約2,443億円	▲約340億円
付帯工事 約100億円				約71億円				
飛行場施設整備 に要する経費	約500億円						約500億円	
キャンプシュワフ再編成 工事に要する経費	約600億円	約177億円	約186億円	約105億円	約223億円	約156億円	約847億円	▲約247億円
合 計	約3,500億円	約473億円	約632億円	約286億円	約1,703億円	約1,041億円	約4,135億円	▲約635億円

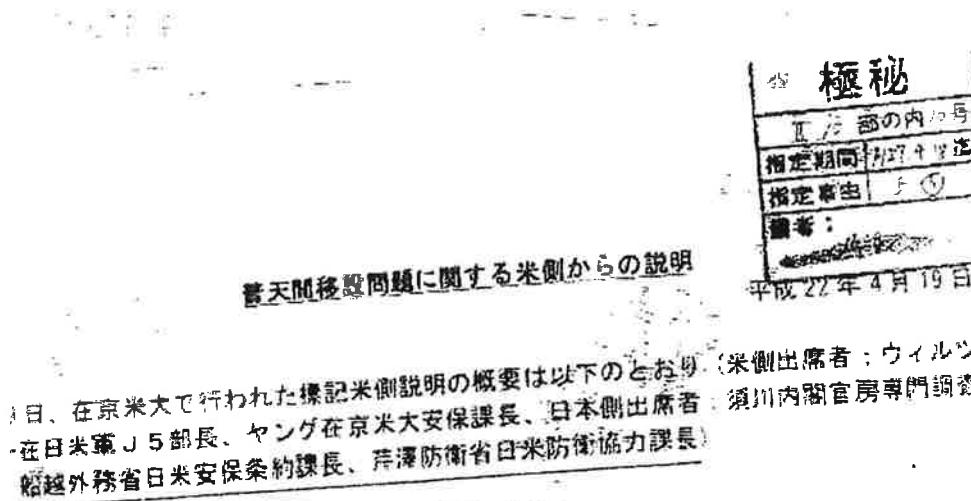
※1 計数は四捨五入によっているので合計額が一致しない場合がある。

※2 平成27年度及び平成28年度予算額については、和解協議などにより翌年度に用要求した予算額を減じた金額を記載している。

朝日新聞
DIGITAL

「65カイリ基準」米軍否定 普天間県外移設断念の根拠

2016年2月23日05時14分



1日、在京米大で行われた標記米側説明の概要は以下のとおり（米側出席者：ウィルツ
・在日米軍J5部長、ヤング在京米大安保課長、日本側出席者：須川内閣官房専門調査
・船越外務省日米安保条約課長、芦澤防衛省日米防衛協力課長）

にあるキ
上、ヘリ
00メー
の運用
上、總
政府が
複雜す
ること

- 1. 距離の問題（「65海里」（約120km）の問題）
「65海里」は、回転翼航空部隊の拠点と同部隊が（陸上部隊と）恒常的に訓練を行うための拠点との間の距離に関する基準であり、米軍のマニュアルに明記されている。そのためこの基準を超える例があるが調べたが、全世界的ではなく、最も距離のある例でも35海里（約65km）である。
- 2. 上記基準は、元々、多目的ヘリの無給油での航行可能時間が約2時間であるので、1時間仕事を任務遂行時間とした場合、残りの1時間で航行可能な片道の距離（時速130海里（約241km）を計算）を基準に算出したものである。仮に徳之島（沖縄本島中北部海里（約241km）を計算）に当てはめた場合、ヘリ部隊の中で最も速度が遅いから約104海里（約192km）、右はオスプレイに代替される予定はない（UH-1であり時速130海里（約241km））、左はオスプレイに代替される予定はない。訓練のためにUH-1が徳之島から沖縄本島に航行するには約1時間必要である。また、ペリが給油なしで飛ぶのは約2時間が限界なので、沖縄本島で訓練するため

「普天間移設問題に関する米側からの説明」と題する文書



2010年に鳩山由紀夫首相（当時）が米軍普天間飛行場（沖縄県宜野湾市）の県外移設を断念する判断材料となった政府の内部文書を朝日新聞が入手した。米軍の「基準」としてヘリコプター部隊と訓練場との距離を「65カイリ（約120キロ）」以内と明示しているが、在日米軍司令部は朝日新聞の取材に「そのような基準はない」とした。…

平成30年3月23日 民進党・新緑風会 藤田幸久 ②

平成28年2月22日の原口一博議員による要求事項について

平成28年2月24日
外務省

【要求事項】

民主党政権時代、米軍普天間基地の県外移設、また徳之島移設案を断念した経緯について、外務及び防衛官僚が当時の総理及び外務大臣に説明した公文書を出してほしい。勝手に怪文書を出して当時の総理を惑わせたと理解しており、指定期間過ぎたものは開示してほしい。

【回答】

- 1 平成28年2月22日の原口議員からの要求事項について、政府内の検討の内容に係る文書を対外的に公表することは適切ではないと考える。
- 2 さらに、原口議員から要求のあった「公文書」が、昨今鳩山元総理が言及している普天間飛行場の徳之島移設案に係る「2010年4月19日付けの文書」であるならば、念のため、改めて確認したが、その存在は確認できなかつた。

(了)

情報公開第00749号
平成 28年 4月 7日

原口 一博 様

外務大臣



行政文書の開示請求に係る決定について（通知）

下記の開示請求に関し、開示請求対象行政文書一覧表（別紙）のとおり決定しましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

記

1 開示を求められた行政文書の名称等

①「普天間移設問題に関する米側からの説明」文書 日付なし 1枚

2 開示請求番号 2015-00726

3 開示請求受付日 平成 28年 3月 8日

※ この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に外務大臣に対して審査請求することができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）以下の裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

東京地方裁判所または福岡地方裁判所

〔備考〕

以上

平成30年3月23日 民進党・新緑風会 藤田幸久 ④

外務省作成資料